

出願について

留学ビザについて

- ・原則として、６カ月以上日本語学校で勉強する方は、留学ビザが必要です。
- ・留学ビザを取得するには、まず日本の出入国在留管理局で「在留資格認定証明書」の取得が必要です。
- ・当校が入学希望者の代理となり「在留資格認定証明書」を出入国在留管理局に申請します。

出願資格

- ・母国或いは外国で１２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了した者、及び修了する見込みのある方
- ・勉強意欲がある方
- ・留学期間中の経費支弁能力がある方
- ・本校の教育理念・教育方針を十分に理解している方
- ・進学２年コースは日本語能力試験Ｎ５相当を取得した者、進学１年６か月コースは日本語能力試験Ｎ４相当を取得した者。

入学時期

入学時期	４月入学	１０月入学
お申込み目安	１０月末	４月末
入国管理局への申請時期	１１月下旬	５月下旬
在留認定交付・学費支払い時期	２月下旬	８月下旬
大使館・領事館でのビザ申請	３月上旬	９月上旬

申請の流れ

１	入学希望者が「願書」と必要書類を、本校にご送付ください。
２	書類審査、及び面接審査を受けていただきます。
３	合格者については、出入国在留管理局に在留資格認定証明書を代理申請します。
４	約２か月後、当校が出入国在留管理局より「在留資格認定証明書」の交付結果を受理します。
５	本校より入学希望者へ「在留資格認定証明書」の交付をお知らせし、請求書を発行します。期日までに請求書記載の費用を銀行振込でお支払いください。
６	ご入金確認後、「在留資格認定証明書」の原本、入学許可書、来日のご案内などを送付します。
７	「在留資格認定証明書」が届いたら、入学希望者が在外日本大使館、または領事館で「留学ビザ」を申請してください。
８	「留学ビザ」を取得したら、航空券を予約し、フライト情報（到着日時・フライト番号）をお知らせください。
９	入学日にご登校ください。

必要書類リスト

【注意事項】

- ・ 証書を除き、書類は国内外で発行後3カ月以内の日付で、原本のみ有効です。
 ※証書とは、卒業証書などをいい、一回しか発行されないものを指します。
 ※証明書とは、申し込めば何回でも発行されるものを指します。(例) 卒業証明書・公証書・残高証明書など
- ・ 書類が日本語以外の言語で書かれている場合は、日本語訳を添付して、翻訳と原本の両方を提出してください。
- ・ 入国管理局に提出した書類は証書を除き返却されません。返却を希望する場合は、出願時に当校までお知らせください。
- ・ 署名は本人が直筆で記入してください。また全ての申請書類において修正液等のご使用や署名以外のご記入は不可となります。
- ・ 過去に在留資格認定証明書の申請をしたことがある方は、追加の情報が必要です。申し込み時に必ずお知らせください。

	必要書類	詳細
☐	入学願書 (当校指定用紙)	・ 申請者本人が必要事項を不備が無いようにすべてご記入ください。 ・ 該当のない箇所は「なし」と記入し、空白のないようにしてください。 ・ 氏名はパスポートに記載されたとおりに記入してください。
☐	履歴書・就学理由書 (学校指定用紙)	・ 記載内容を確認し、申請者直筆の署名をしてください。 ・ 学歴や職歴に空白の期間がある場合は、理由を別紙に明記してください。
☐	写真×6枚	・ 過去3ヶ月以内に撮影されたものを提出してください。 ・ 必ず裏面に氏名を記載し、縦4cm×横3cmにカットしてください。
☐	最終学歴卒業証書 【原本】	・ 最終卒業学校の卒業証書(卒業証明書)の原本を提出してください。 ・ 証書原本は入管審査後に返却します。 ・ 大学・短期大学・専門学校に在学および休学中の場合、または中途退学の場合は当該学校の証明の他に高校の卒業証書も提出してください。
☐	成績証明書【原本】	・ 成績証明書原本を提出してください。成績表原本は入管審査後に返却します。
☐	申請者の在学証明書 (該当者のみ)【原本】	・ 入学した時期、専攻、卒業予定時期を明記した書類を発行してもらってください。
☐	日本語能力試験合格証 【原本】	・ 日本語能力試験(JLPT)N5相当以上の日本語能力を証明する資料。
☐	申請者の在職証明書 (該当者のみ)【原本】	・ 勤務先情報、勤務期間、職種、地位などの記載があるものを提出してください。
☐	パスポート【コピー】	・ 未所持者は身分証などのコピーを提出してください。 ・ 日本への出入国歴がある場合は出入国スタンプがある全ページを提出してください。

☐	経費支弁書 (学校指定用紙)	・必ず経費支弁者本人が記入し、支弁者本人が直筆で署名もしてください。
☐	支弁者と申請者との 関係を立証する資料	・親族関係公証書、出生証明書、戸籍謄本などの公的書類を提出してください（経費支弁者と申請者の関係を明記した書類を提出してください）。 ・ベトナム出身者は、戸籍コピー、身分証明書コピー、出生証明書のすべてを提出してください。
☐	経費支弁者の 在職証明書 【原本】	・個人経営の場合は営業許可書や法人登記簿謄本をご提出ください（有効期限内のもの） ・ベトナムで勤務先が発行する場合は、勤務先会社の納税登録番号が明記されているものを提出してください。
☐	預金残高証明書 【原本】	・経費支弁者個人の名義で、発行日が3ヶ月以内、300万円以上の残高があるものを提出してください。
☐	収入証明書 【原本】	・自営業の場合はTax Revenue, VDC, UBNDなど公的機関が発行したもので、経費支弁者の所得が確認できるもの、過去3年分を提出してください。
☐	納税証明書 【原本】	・Tax Revenue, VDC, UBNDなど公的機関が発行したもので、経費支弁者の納税金額が確認できるもの、過去3年分を提出してください。
☐	出入金記録	・過去3年分の銀行の出入金記録を提出してください。

日本語能力の確認（書類審査・面接審査）

1. 書類選考

提出された出願書類に基づき、出願資格の確認を行います。最終学歴、年齢、日本語学習歴、在留資格の要件等について審査を行い、選考対象者を決定します。

2. 筆記試験（一次選考）

書類選考を通過した方に対し、原則として現地において、進学2年コースの志願者には日本語能力試験N5相当、進学1年6か月コースの志願者にはN4相当の、本校が独自に作成した日本語筆記試験を実施します。

3. 面接試験（二次選考）

筆記試験の合格者に対し、面接試験を実施します。

（1）対面面接（現地にて対面方式）

現地において、志願者本人および経費支弁者（親族等）との面接を行い、志願者の学習意欲や経費支弁体制などを確認いたします。

なお、親族面談については、可能な限り対面で実施いたしますが、事情によりオンラインでの実施の場合もあります。

（2）会話試験（オンライン）

進学2年コース志願者には日本語教育の参照枠 A1 レベル相当、進学1年6か月コース志願者には A2 レベル相当の会話運用能力を確認するための会話試験を実施いたします。

対面面接および会話試験の結果を総合的に評価し、「面接試験（二次選考）」とし、総合的に評価を行います。

選考基準

以下の基準を満たしているか、総合的に評価し、入学の可否を判定いたします。

1. 学歴

母国あるいは外国で12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了した者、及び修了する見込みのある者（最終学歴校の卒業証明書・成績証明書にて確認）

2. 日本語学習歴

進学2年コース：日本語能力試験 N5 相当を取得した者

進学1年6か月コース：日本語能力試験 N4 相当を取得した者

※JLPT、NAT-TEST 等、出入国在留管理庁が指標として用いている各種テストを指標とする。

3. 日本語能力

本校で独自に作成した日本語筆記試験及び会話試験により確認

・進学2年コース：日本語能力試験 N5 相当の筆記試験＋日本語教育の参照枠 A1 相当の会話試験

・進学1年6か月コース：日本語能力試験 N4 相当の筆記試験＋日本語教育の参照枠 A2 相当の会話試験

4. 経費支弁能力

留学に必要な経費を支弁できる者（銀行残高証明、所得証明等により確認）

親族による身元保証

日本留学に対し、親族が身元保証を行える者（身元保証書にて確認）